別紙１

桜井市ごみ収集運搬業務委託

仕様書

令和４年１０月４日

桜井市

― 目　次 ―

1　本仕様書の位置づけ･･1

2　業務概要･･1

3　委託期間･･1

4　業務実施方法

4-1　収集コース･･1
4-2　収集品目･･1
4-3　作業時間等･･1
4-4　収集経路･･1
4-5　収集した可燃ごみ・不燃ごみの搬入･･････････････････････････2
4-6　業務に従事する者･･2
4-7　車両･･2
4-8　車両保管場所及び洗車場････････････････････････････････････3
4-9　車両運行管理等業務履行にあたっての遵守事項････････････････3
4-10　不適物の処理･･･4

5　労働安全衛生等

5-1　関係法令の遵守等･･4
5-2　各種保険への加入･･4
5-3　健康診断の実施･･4
5-4　運転手への確認･･4
5-5　交通事故、労働災害等発生時の対応･･････････････････････････4

6　業務の報告・検査・委託料の支払い･･････････････････････････････4

7　従業員の教育・研修等･･5

8　損害の負担･･5

9　市民対応･･5

10　業務不履行時等の契約解除･･････････････････････････････････････6

11　業務内容に変更が生じた場合の対応･･････････････････････････････6

12　その他の遵守事項･･6

13　協議･･7

別紙　収集コース図面

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、「桜井市ごみ収集運搬業務委託」の履行にあたり、その適正な執行を図るため、必要な事項を定めるものである。なお、この仕様書により受託者の準備又は行う措置に係る費用は、委託料に含むものとする。ただし、令和 4 年度（契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務開始に係る準備期間の経費は事業者の負担とする。

2 業務概要

桜井市（以下、「市」という。）が指定するコースにおいて、可燃ごみ及び不燃ごみを収集運搬し、市が指定する処理施設に搬入するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までは、業務開始に係る準備期間とする。

4 業務実施方法

業務の実施は、以下の要領により行うものとする。

4-1 収集コース

本業務における収集コースは、市が指定するコースとする。なお、可燃ごみ、不燃ごみを収集すべき箇所については、変動する場合もあるので、日常業務のなかで把握に努めるとともに、市の指示に従い業務を実施すること。

4-2 収集品目及び作業曜日

可燃ごみ　月曜日、火曜日、木曜日、金曜日

ただし、死犬、死猫その他動物の死骸等も含むものとする。

不燃ごみ　水曜日

ただし、収集日が年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）及び市が収集を行わない祝日は対象外とする。

4-3 作業時間等

① ごみの収集作業は、午前 8 時 30 分に桜井市グリーンパーク（桜井市大字浅古 485-1）にて、市から連絡事項の伝達を受けて開始し、午前中に完了すること。ただし、天候や交通事情等の受託者の責に帰さない事由により、やむを得ず午前中に完了できない場合は、市に連絡し対応を協議すること。

② 特別の配慮が必要な地区の収集作業時間については、市が別途指示する。

③ 季節や曜日により可燃ごみ、不燃ごみの量が変動するので、効率的に収集できるように受託者において応援体制を構築すること。

4-4 収集経路

道路事情や収集効率を勘案のうえ、受託者にて決定すること。

4-5 収集した可燃ごみ・不燃ごみの搬入

① 収集した可燃ごみ、不燃ごみは、桜井市グリーンパーク（桜井市大字浅古 485-1）に搬入すること。

② ごみを搬入する際には、施設管理者の指示に従うこと。

③ 施設内でのごみの計量及びピットでのごみの投入等については、係員の指示に従うこと。

④ 市が搬入施設の変更を指示した場合は、市の指示に従うこと。

4-6 業務に従事する者

① 本業務に従事する者（運転手、作業員及び事務員をいう。以下「従業員」という。）は、受託者と直接の雇用関係があること。

② 受託者は、本業務委託に伴い生じる桜井市の退職者のうち受託先での就労を希望する者を優先的に雇用するよう努めること。

③ 重要事項を伝達するための業務責任者（兼任可）を配置し、市からの連絡を確実に受け、従業員に対し明確な指示ができる体制をとること。業務責任者は、正社員であって、他の従業員を統括し、業務に精通した者であること。

④ 運転手は、正社員であること。

⑤ 従業員は、業務内容を十分熟知し、常に適正な判断ができる者であること。

⑥ 車両 1 台あたりの乗車人数は、運転手 1 名及び作業員 2 名、計 3 名（5 台で計 15 名）とすること。

⑦ 受託者は、業務責任者を含む従業員をあらかじめ市に届け出ること。また、変更等ある場合も速やかに届け出ること。

⑧ 運転手及び作業員は、市民に不快を感じさせることのないよう、統一した服装を着用すること。

⑨ 従業員の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、市が従業員の変更を受託者に指示できるものとする。

⑩ 収集日の当日午前 8 時 30 分から当日午後 5 時 15 分までは、市との連絡が可能な事務員を事務所に配置すること。

⑪ 従業員は、業務の習熟と安定を確保するため、基本的に固定することとし、頻繁に替えないこと。

⑫ 上記のほか、詳細は別途市の指示するところによる。

4-7 車両

① 収集業務に使用する最大積載量 2t の塵芥車（以下「車両」という。）を 5 台、市が受託者に無償で貸与するので、下記②から⑧の要件を満たすこと。なお、市が受託者に貸与する車両のほか、受託者の負担の上で追加の車両を準備することは認めるが、その場合には、下記②から④及び⑧の要件を満たすこと。

② 車両に、「受託者の名称又は商号」の表示を施すこと。

③ 車両にかかる機械損料（修理費・車検費）、運転経費（燃料費・油脂類費・タイヤ交換費）、自動車保険（自賠責保険料・任意保険料）、自動車重量税、その他一切の費用は受託者の負担とする。

④ 自動車保険（任意保険）は、次の補償以上のものに加入すること。また、保険加入後、速やかに自動車保険（任意保険）証明書の写しを提出すること。

a. 対人：無制限

b. 対物：無制限

c. 搭乗者傷害：5,000 万円

d. 無保険車特約：5,000 万円

⑤ 車両は、本業務以外の他の用途・業務には使用できないものとする。

⑥ 車両の貸付期間中であっても、市が災害その他の必要に応じて貸付車両を使用する場合、受託者はこれを拒むことができない。

⑦ 車両が事故や故障等により廃車になった場合は、廃車になった車両と同等以上（塗装も含む）の代替車を受託者の責任と負担により確保し、その所有権を市に帰属させること。

⑧ 上記のほか、詳細は別途市の指示するところによる。

4-8 車両保管場所及び洗車場

① 車両保管場所及び洗車場は、桜井市グリーンパーク（桜井市大字浅古 485-1）とする。

② 洗車に際しては、市の指示により適正な処理を行うこと。

4-9 車両運行管理等業務履行にあたっての遵守事項

① 車両の運行にあたっては、道路交通法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守するとともに、事故等を起こさないよう、また、市民等の反感を生じないよう安全運転に心がけること。

② 収集時間中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分に配慮し、収集後は、散乱・飛散物の掃除を行い、収集場所を清潔に保持すること。また、運搬中は、ホッパードアを閉め、道路等に収集物や汚水等を飛散させないこと。なお、ごみ集積所に散乱防止ネット等がある場合には、通行の支障にならないよう折りたたむ等の対応をすること。

③ 車両の使用にあたっては「ごみ収集車に係る安全管理要綱」（昭和 62 年 2 月 13 日労働省通達）を遵守すること。また、当該要綱の定めるところにより、年次点検、月例点検、作業開始前点検等を行い記録すると共に、運転日誌を作成・記録し、これらの記録を 5 年間保存すること。

④ 業務責任者が日々の出発前点呼を行うこと。

⑤ 車両に対し、日々の始業前点検、終業後点検を行い、市に報告すること。点検により異常が発見された場合は、市と協議し、早急に対策を講じること。

⑥ 日々の業務終了後、洗車場で洗車を行い、常に清潔保持に努めること。また、洗車後、午後 3 時 30 分までに市が指定する場所に納車を完了させること。

⑦ 車両の運転手は、毎日、運転日誌を作成し、市に報告すること。

⑧ 修理を必要とする車両を使用しないこと。

⑨ 収集漏れ、収集後の後出し等の収集依頼があった場合は、直ちに対応し当日中に収集すること。

⑩ 荒天、風雪、災害等その他特別な事由により、市からの指示がある場合はこれに従うこと。

⑪ 業務の履行にあたり警察からの通行許可等が必要な場合は、受託者の責任によりこれを取

得すること。

4-10 不適物の処理

ごみを収集する際、目視等により不適物が確認された場合には当該ごみを収集せず、収集できない理由を記入したステッカーを貼付して残置し、市にその旨を報告すること。

5 労働安全衛生等

5-1 関係法令の遵守等

労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、道路交通法及びその他関係法令を遵守のうえ、従業員に対する安全、交通安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について適正に実施すること。

5-2 各種保険への加入

従業員について加入が義務付けられている各種保険（健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等）に加入させること。

5-3 健康診断の実施

毎年定期的に従業員の健康状態を確認するとともに、業務従事時には、従業員の健康状態に留意し、本業務遂行に支障があると判断された場合には、代替の従業員を用意すること。

5-4 運転手への確認

運転の業務に従事する者に対して、業務従事前後に毎回、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認・記録し、これらの記録を１年間保存すること。

5-5 交通事故、労働災害等発生時の対応

本業務に係る収集作業中に、交通事故、労働災害等が発生した場合は、警察・消防等関係機関への連絡等、直ちに適切な措置をとるとともに、受託者の責任において当事者と協議のうえ、誠意をもって解決すること。また、市に対して、遅滞なく口頭及び文書での報告をすること。

本業務に係る収集作業中に、交通違反で取り締まりを受けた場合も、市に対して、遅滞なく口頭及び文書での報告をすること。

なお、車両の故障・事故等により、当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は、事業者が代替車を準備し、当該代替車にて業務を速やかに完了させること。また、貸与している車両が車検を受けている期間も同様に事業者が代替車を準備し、当該代替車にて業務を実施すること。

6 業務の報告・検査・委託料の支払い

① 市の指定様式により、月末締めの業務実施報告書を毎月の委託業務の完了後、当該月の末日（当該月の末日が、桜井市の休日を定める条例に定める市の休日である場合はその前日。）までに提出すること。

② 上記①の報告書のほかに、市から業務の履行状況について報告を求められた場合は、直ち

に報告すること。

③ 市は必要に応じ、本業務の履行状況の検査を実施することができる。

④ 受託者は、その月の委託料を翌月 10 日（当該月の初日から 10 日までの間において、桜井市の休日を定める条例に定める市の休日がある場合は、これらの日を除く）までに、市に請求すること。

⑤ 市は、上記①～③に基づき、適正に業務が履行されたことを確認し、受託者からの報告書・請求書に基づいて契約金額の月割額を 30 日以内に支払うものとする。

7 従業員の教育・研修等

① 市は、本業務開始前に、従業員の全部又は一部を対象に業務体験等の研修会を実施する。なお、研修中に万一事故等が発生し、従業員が負傷等した場合若しくは第三者に危害を与えた場合については、受託者の責任のもとで対応するものとする。

② 市は、①の他、必要に応じて研修会を実施するので、受託者は、指定された者について必ず受講させること。

③ 受託者は、以下に掲げる講習会について受講すること。

a. 一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習（主催:財団法人日本環境衛生センター）

b. 安全運転管理者等講習会（主催:一般社団法人奈良県安全運転管理者協会）

c. 不当要求防止責任者講習（主催:奈良県暴力団追放県民センター）

④ 受託者は、①，②の他に自ら従業員に対し以下の研修・教育・指導を行わなければならない。

a. 本業務開始日から直ちに適正に業務を履行できるよう、事前に従業員に対して十分な研修等を行うこと。なお、その費用については、受託者の負担とする。

b. 適正に業務を行うため、また交通事故・労働災害等を防止するために、従業員に対し、次に掲げる項目の十分な研修等を行ったうえ、本業務に従事させること。

イ. 安全運転に関すること

ロ. 安全作業（機械操作・積込方法・収集場所確認等）に関すること

ハ. 作業内容に関すること

ニ. 市民対応マナーに関すること

ホ. 市の分別ルール、ごみの排出方法（排出日、対象品目等）に関すること

ヘ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、その他関係法令に関すること

c. 本業務開始後も上記 b.の研修を定期的に行うこと。

8 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む）に関して、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

9 市民対応

① 本業務の実施にあたり、本業務の効率的実施と業務の公共性を十分に認識し、市の事業を受託していることを念頭に置き、市民等に対して親切丁寧を旨として対応すること。なお、

迷惑、不快となるような言動は絶対に行わないこと。

② 本業務の実施にあたり、市民等から金品等を受け取らないこと。

③ 受託者が市民等から本業務に関する苦情等を受けたときは、受託者が誠意を持って対応すること。また、苦情及び対応内容については直ちに市へ報告すること。

10 業務不履行時等の契約解除

受託者が次のいずれかに該当するときは、市は契約を解除し、又は委託料を減額することができるものとする。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。

② 受託者の契約違反その他不正行為により、契約内容を続行できないと市が認めたとき。

③ 適正な業務の実施体制を確保されず、市が本契約を続行することができないと認めたとき。

④ 市の指示に従わなかったとき。

⑤ 桜井市事業系一般廃棄物収集運搬許可の取り消しを受けたとき。

⑥ 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

⑦ 差押、仮差押、仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立を受けたとき。

⑧ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立を受け、又は申立をしたとき。

⑨ 公序良俗に反する行為があったとき、又はそのような行為を助長するおそれがあるとき。

⑩ 市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

⑪ 受託者の信用が著しく失墜したと市が認めたとき。

⑫ 法令の規定に違反し、改善の見込みがないと認められるとき。

⑬ 上記①～⑫に準ずる事由その他、受託者の責に帰すべき事由により、市が本契約を継続しがたいと認めたとき。

11 業務内容に変更が生じた場合の対応

本業務について、法令・条例・規則の改廃、市の一般廃棄物処理計画や施設の改変、道路事情等のやむ得ない事情で大幅な変更が生じる場合、市と受託者とは速やかに協議し、契約の見直し、変更等を行うこととする。この場合、受託者はその変更契約内容等に従って作業内容を変更しなければならない。

ただし、収集すべき箇所の変動や通常の宅地開発等で生じる可燃ごみ及び不燃ごみ量の変動については、市の指示に従い業務を実施すること。この場合、委託料は変更しない。

12 その他の遵守事項

① 提出した書類等に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を提出すること。

② 受託者は、本業務の作業時間内において、急務その他不測の事態に対応すべく市との連絡が可能となるよう、携帯電話などの通信手段を確保すること。

③ 受託者は、本業務の作業終了後や休日においても、市からの緊急連絡を受けることが可能な体制をとること。

④ 市が実施する排出量調査、可燃ごみ、不燃ごみ排出場所の実態調査、その他調査等につい

て協力すること。

⑤ 本業務の収集区域以外において市が実施する可燃ごみ、不燃ごみ収集が、万一履行できない場合は、市の指示により、業務の補完をすること。なお、この場合においての委託料は、市との協議により決定するものとする。

⑥ 本業務の実施にあたり、自らが受託する他の業務との区別を明確にし、本業務により収集した可燃ごみ、不燃ごみと他の業務により収集したごみ等を混載しないこと。

⑦ 省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量等、環境負荷の低減に努めること。

⑧ 業務上知り得た個人情報の漏洩及び目的外使用をしないこと。

⑨ 委託業務終了時は、市が提供した資料類を返却するとともに、新たな受託者が業務を円滑に実施できるように引継ぎを行うこと。

⑩ 受託者は、本業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

⑪ 本業務の実施にあたり、関係する法令を遵守すること。

⑫ 市が自然災害等に見舞われたときは、市の指示に従い、災害復旧等に協力すること。

⑬ 新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等ウイルス性感染症の拡大、その他市の事情により多数の市の職員に不出勤者が出て、市の行うごみ収集運搬業務に支障をきたす場合、当該業務を受託者に要請することがあるので、別途市と協議のうえ、可能な限り協力すること。

⑭ 市から市政広報等の指示を受けた場合には、これに従うこと。

13 協議

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、市と受託者との協議により決定するものとする。